

○高浜市電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高浜市契約規則（昭和51年高浜市規則第1号）、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約その他関係法令に定めるもののほか、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要綱の規定は、電子入札において高浜市公共工事関係入札者に関する要綱（平成9年5月20日施行。以下「工事入札者要綱」という。）に優先する。ただし、この要綱に規定のない事項は、工事入札者要綱の規定を準用する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム 入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連の手続（以下「入札等の手続」という。）を、利用者がインターネット等の情報通信技術を利用して行うシステム（以下「電子調達システム」という。）であって、あいち電子自治体推進協議会が運用するものをいう。
- (2) 電子入札サブシステム 前号のシステムのうち、入札等の手続を現に処理するシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札サブシステムを利用して行う入札等の手続をいう。
- (4) 紙入札 電子入札サブシステムを利用しないで書面により行う入札等の手続をいう。
- (5) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子調達システムに対応しているカードをいう。
- (6) 電子ファイル 電子入札において提出書類として扱う電子文書をいう。
- (7) 契約担当者 電子入札サブシステムを利用する契約案件に係る入札等の手続を担当する職員をいう。
- (8) 執行担当者 契約担当者とともに開札に立会い、開札が適

正に実施されたことについて確認を行う職員（原則として総務部財務グループリーダー（以下「財務グループリーダー」という。）とする。ただし、財務グループリーダーがあらかじめ別の者を指定した場合は、その者とする。）をいう。

（電子入札の参加者）

第4条 電子入札に参加できる者は、高浜市競争入札参加資格及びICカードを有し、電子調達システムに利用者登録を行った者とする。

（利用者登録）

第5条 前条の利用者登録は、電子調達システムを利用して企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報を登録することにより行うものとする。

2 電子入札の参加者は、利用者登録済みのICカードが失効した場合は、新たに取得したICカードにより再度、利用者登録を行うものとする。

3 電子入札の参加者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録の変更を行わなければならない。

（ICカードの名義等）

第6条 ICカードの名義人（以下「名義人」という。）は、高浜市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者若しくは代表者から契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定共同企業体における名義人は、単独企業用として利用者登録された代表者とする。この場合においては、入札書等に特定共同企業体名を必ず入力し、特定共同企業体であることを明記しなければならない。

3 電子入札の参加者は、名義人の変更事由が発生したときは、新たな名義人によるICカードの再取得を行うまでの間、電子入札から紙入札に変更して参加するものとする。

（ICカードの不正使用等における取扱い）

第7条 契約担当者は、入札参加者がICカードの不正使用等（他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合等をいう。以下同じ。）をしたときは、次の各号に掲げるICカードの不正使用等が判明した時点の区分に応じ、当該各号に定める取扱いができるものとする。

- (1) 開札までにICカードの不正使用等が判明した場合 当該入札参加者について、当該案件への入札参加資格を取り消すとともに、既に入札済みのものは、当該入札を無効とする。
- (2) 落札決定後、契約締結前までに落札者によるICカードの不正使用等が判明した場合 落札決定を取り消す。
- (3) 契約締結後に落札者によるICカードの不正使用等が判明した場合 契約を解除する。

(案件登録)

第8条 契約担当者は、電子入札により実施することとした入札案件について、入札案件の概要を電子入札サブシステムに登録するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の登録後、その内容について錯誤があったことが判明した場合は、登録を取り消す旨の追記入力を行い、当該案件とは別に新規案件として改めて登録するものとする。
- 3 契約担当者は、前項の規定により新規案件として登録する前に、登録を取り消した案件について技術資料の提出をした入札参加者に対しては、電話等の確実な方法により連絡を取り、技術資料を再提出するよう必要に応じて依頼するものとする。

(申請書等の提出)

第9条 入札参加者は、申請書等の受付期間内に電子入札サブシステムを利用して申請書等に必要な事項を入力し、電子署名を付したうえで、送信しなければならない。

- 2 入札参加者は、高浜市競争入札参加資格の確認に必要な資料(以下「資料」という。)を電子入札サブシステムの添付機能を利用し、別表に掲げる形式で作成された1MB以内の電子ファイルで添付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、入札参加者は、電子ファイルで提出すべき資料の容量が1MBを超える場合は、紙媒体で郵便若しくは信書便の送付又は持参により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。
- 4 入札参加者は、添付した資料に誤り等があったときは、申請書等受付締切日時までに契約担当者に電話で再提出の申入れを行い、承認を得たものに限り資料の再提出ができるものとする。
- 5 入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入のうえ、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、

添付する際に必ずウイルス感染のチェックを行わなければならない。

6 契約担当者は、添付された資料にウイルス感染があったときは、直ちに当該電子ファイルの参照等中止し、速やかに当該電子ファイルを添付した者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。

7 契約担当者は、申請書等受付締切日時を変更する場合は、申請書等を提出した者に対し、電話等により連絡するとともに、必要に応じてホームページ等において公表するものとする。

(入札書の提出)

第10条 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに電子入札サブシステムを利用して入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付したうえで、送信しなければならない。この場合において、入札参加者は、パソコン等の利用環境によってはデータ送信に長時間かかることを念頭に置き、余裕をもって入札書の送信を行うものとする。

2 電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は通知書等に記載の日時とする。

3 再度入札の入札書受付締切日時及び開札日時は、契約担当者が指定するものとする。この場合において、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものとする。

(開札予定日時等)

第11条 開札予定日時は、入札書受付締切予定日時の翌日を標準とし、工事費内訳書開封予定日時は、開札予定日時までの事前準備に要する日数を勘案して決定するものとする。

2 契約担当者は、案件登録の後、特別の事情により前項の予定日時を変更するときは、速やかに変更登録を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第12条 案件登録の後、電子入札に使用する機器の障害又は広域停電等のために、電子入札サブシステムの使用が不能となった場合において、復旧の見込みがないと判断したとき又は障害の程度により確実な電子入札の実施が見込めないと判断したときは、入札方法を電子入札から紙入札へ変更するものとする。

2 契約担当者は、前項の変更を行ったときは、すべての入札参加

者に対し、電話等の確実な方法により次に掲げる事項を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書（様式第1）により通知するものとする。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと。
- (2) 既に完了している電子入札サブシステムによる書類（入札書を除く。）の送受信は、有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しないこと。
- (3) 既に送信された入札書は、無効とし、開札を行わないこと。
- (4) 既に入札書を送信した者は、改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。
- (5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項

3 発生した障害が、短時間のもので復旧の見込みがあり、電子入札の確実な実施が見込める場合は、必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡するものとする。

（電子入札サブシステムによる書類の送信）

第13条 電子入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出する場合は、電子入札サブシステムにより契約担当者へ送信するものとする。

- (1) 入札書
- (2) 工事費内訳書（1MBを超えないものに限る。）
- (3) 一般競争入札における競争参加資格確認申請書（添付資料は除く。）
- (4) 指名通知の受領確認書
- (5) 辞退届

2 契約担当者は、次に掲げる書類を送付する場合は、電子入札サブシステムにより送信（自動送信を含む。）するものとする。

- (1) 競争参加資格確認申請書受付票
- (2) 指名・非指名受付書
- (3) 競争参加資格確認通知書
- (4) 入札書受付票
- (5) 辞退届受付票
- (6) 入札締切通知書
- (7) 落札者決定通知書
- (8) 調査・保留通知書
- (9) 取止め通知書

(10) 中止通知書

(11) 日時変更通知書

3 前項第1号の書類は、第1項第3号の添付資料の到達を確認したうえで返信するものとする。

4 第1項及び第2項の規定により送信された電子ファイルの作成に使用するアプリケーションファイル及び保存するファイル形式は、別表のとおりとする。

5 契約担当者は、送信された電子ファイルへのウイルス感染が判明したときは、直ちに閲覧等中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウイルス駆除が可能と判断できるときに限り認めるものとする。

6 第1項各号に規定する書類以外の書類は、特に指定のない限り郵便又は信書便の送付により提出するものとする。

(紙入札の承認)

第14条 電子入札案件において、当初又は入札手続開始後から紙入札での参加を希望する者は、あらかじめ紙入札方式参加承認願(様式第2)を契約担当者に提出するものとする。

2 契約担当者は、前項の規定により紙入札方式参加承認願の提出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札方式参加承認書(様式第3)により、紙入札での参加を承認するものとする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

(2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合

(3) パソコン等のシステム障害により電子調達システムの利用が困難であると認められる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない事由があると認められ、かつ、入札手続の進行に支障が生じない場合

3 契約担当者は、前項の規定により紙入札を承認したときは、速やかに当該入札参加者を紙入札業者として登録し、登録後においては、電子入札に係る作業は行わないように指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札サブシステムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しない

ものとする。

- 4 第2項の規定により紙入札の承認を受けた者は、電子くじ番号（任意の3桁の数値）を記載した入札書（様式第4）を提出するものとする。

（入札の辞退）

第15条 入札参加者は、電子入札を辞退するときは、入札書受付締切予定日時までに辞退届を送信するものとする。ただし、紙入札の承認を受けた者が辞退するときは、開札予定日の前日までに書面により辞退届を提出するものとする。

（開札）

第16条 契約担当者は、執行担当者立会いのうえ、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。この場合において、紙入札による入札者がいるときは、紙入札に係る入札金額及び電子くじ番号を電子入札サブシステムに登録した後に一括して開札を行うものとする。

- 2 入札参加者は、開札への立会を希望する場合は立会うことができるものとする。
- 3 契約担当者は、開札の結果、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子入札サブシステムにおける電子くじによって落札者又は落札候補者を決定するものとする。くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に電子入札サブシステムに「999」の入力を行うものとする。
- 4 契約担当者は、工事費内訳書の提出を求めたときは、開札予定日時までに工事費内訳書が適正に作成されていることを確認するものとする。
- 5 契約担当者は、第1項後段に規定する登録を行うときは、紙入札による入札者を開札に立会わせるものとする。
- 6 前項の場合において紙入札による入札者が開札に立会わないときは、当該入札者に代えて当該入札事務に関与しない市職員を立会わせるものとする。

（落札決定）

第17条 契約担当者及び執行担当者は、開札後、次に掲げる事項を共同で確認するものとする。

- (1) 最低入札者の使用した名義人が正しいものであること。

(2) 入札書を送信した時点において、最低入札者の使用したICカードが有効期限内であること。

2 契約担当者又は執行担当者は、電子入札サブシステムに落札決定の署名を行うものとする。

3 契約担当者又は執行担当者は、最低入札価格が低入札調査基準価格を下回った等の理由により落札決定を保留とした場合及び入札を取り止める場合は、その旨の署名を行うものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第18条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

(入札の無効)

第19条 次の各号のいずれかに該当する電子入札は、無効とする。

(1) 入札書受付締切予定日時までに到達のない入札

(2) 電子署名及び電子証明書のない入札

(3) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札

(4) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の名義人のICカードを使用する等のほか、ICカードの不正使用等により行った入札

(5) 工事費内訳書の提出が必要な案件において、工事費内訳書の添付のない入札及び工事費内訳書に記載のない入札

(提出時点)

第20条 電子入札において、申請書、入札書等は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとみなす。

2 入札参加者は、申請書、入札書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行し、改正後の高浜市電子入札実施要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第9条、第13条関係）

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Word (Microsoft Corp.)	Word2003形式以下
Excel (Microsoft Corp.)	Excel2003形式以下
その他	PDF (Acrobat6以下) 画像ファイル (JPEG、TIFF又はGIF形式) 圧縮ファイル (Lzh、Zip又はCab形式。 ただし、自己解凍形式 (EXE形式) は認めない。)

注 別途指定がある場合は、指定に従うものとする。

様式第1（第12条関係）

第 号
年 月 日

入札方法変更通知書

様

高浜市長

印

下記工事の入札について、高浜市電子入札実施要綱第12条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 管理番号
- 4 既に完了している書類の送受信について
 - (1) 既に完了している電子入札サブシステムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱います（入札書は除く。）。
 - (2) 既に送信された入札書は無効とし、開札は行いません。
 - (3) 既に入札書を送信した方は改めて入札書を提出してください。
- 5 紙入札に関する事項
 - (1) 入札日時
 - (2) 入札場所
 - (3) その他

様式第2（第14条関係）

年 月 日

紙入札方式参加承認願

高浜市長 殿

住所
氏名 印
(法人の場合は名称及び代表者氏名)

下記の案件は電子入札案件ではありますが、当社においては下記理由により電子入札サブシステムを利用しての入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 管理番号
- 4 電子入札サブシステムで参加できない理由

様式第3（第14条関係）

第 号
年 月 日

紙入札方式参加承認書

様

高浜市長

印

年 月 日付けで承認願の提出されました下記入札への紙入札参加を承認します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 管理番号

4 紙入札に関する事項

(1) 入札場所

(2) その他必要事項

- ・ 開札予定日時に入札書を持参のうえ（1）の入札場所までお越しくください。
- ・ 入札書の欄外に電子くじ番号（3桁の任意の数値）を忘れずに記入してください。

様式第4（第14条関係）

入札書

年 月 日

高浜市長 殿

入札者
住所
氏名 印
(法人の場合は名称及び代表者氏名)

高浜市契約規則に基づき、下記のとおり入札します。

記

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

ただし、下記工事の請負金

- 1 工事名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所

くじ番号			
------	--	--	--

